

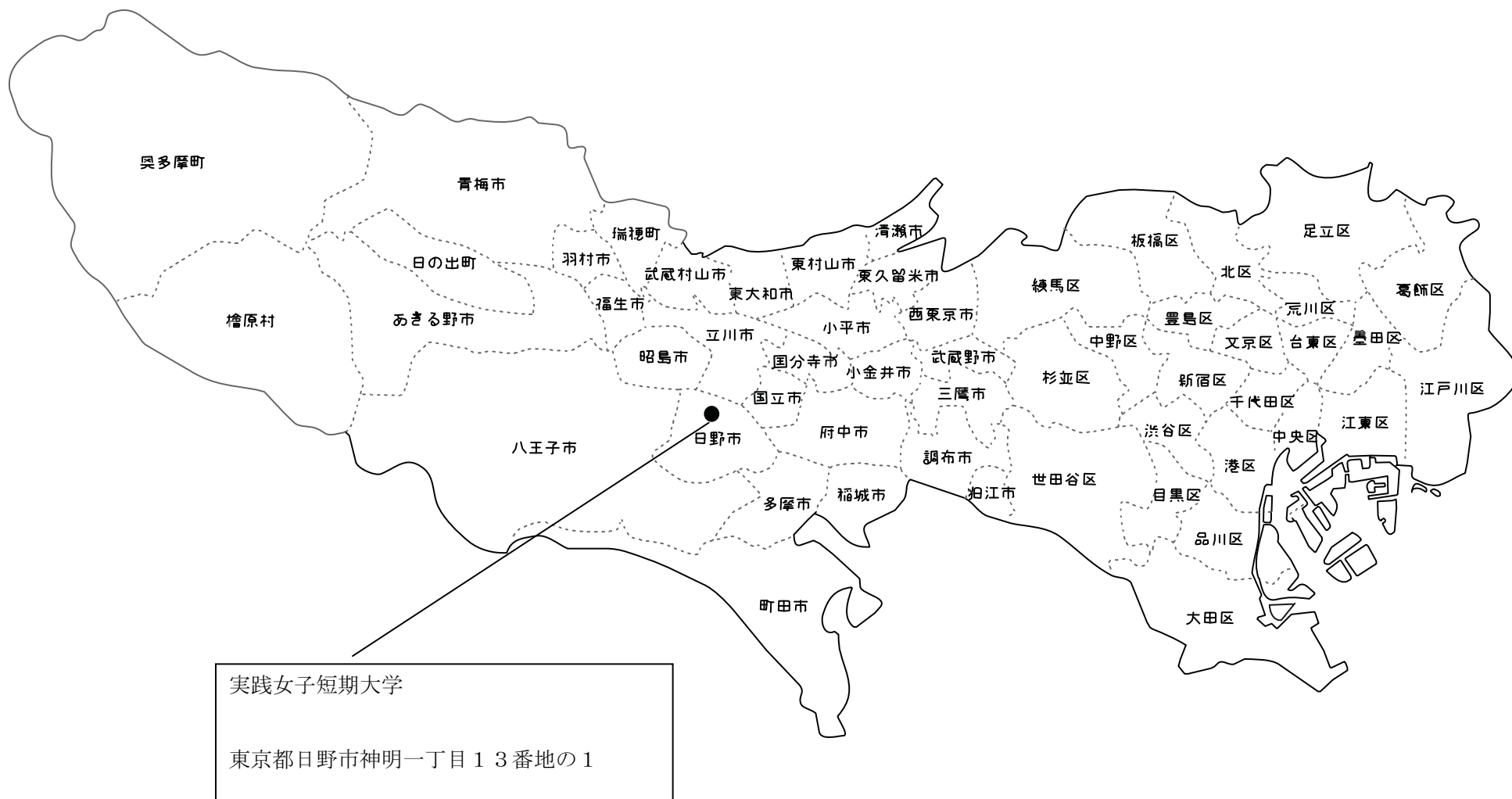
## 基本計画書

基本計画									
事項	記入欄							備考	
計画の区分	短期大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウホウジン ジッセンジョシガクエン 学校法人 実践女子学園								
フリガナ大学の名称	ジッセンジョシタンキダイガク 実践女子短期大学 (Jissen Women's Junior College)								
大学本部の位置	東京都日野市神明一丁目13番地の1								
大学の目的	<p>本学は、教育基本法、学校教育法及び実践女子学園の建学精神に則り、専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を養うとともに、人格の完成を目標として幅広く深い教養を培い、国際的視野に立つ社会人として自己の信ずるところを實踐し、もって文化の創造と人類の福祉とに寄与する人材を育成することを目的とする。</p>								
新設学部等の目的	<p>実践女子短期大学は、これまで短期の高等教育機関として各々の時代が求める人材の育成に努めてきた。 しかしながら、学習機会の多様化など近年の高等教育を取り巻く環境の変化により、短期大学の役割は大きな転換期を迎えている。 本学は、昭和26年から栄養士養成を行ってきたが、社会が求める栄養士を養成するために栄養士養成を四年制の大学に移行することとし、本学の食物栄養学科（入学定員80名）の学生募集を停止し、これに伴い実践女子短期大学全体の収容定員のうち160名を減員することとした。</p>								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	食物栄養学科	2年	0人 (80)	—人	0人 (160)	短期大学士 (食物栄養学)	平成25年4月 第1年次	東京都日野市神明一丁目13番地の1	
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年4月 実践女子大学 生活科学部食生活科学科健康栄養専攻設置予定（平成24年7月学則変更届出予定）</li> <li>・実践女子大学（平成24年7月収容定員変更届出予定） 文学部 国文学科（3年次編入定員） [定員減] (△6) 英文学科（3年次編入定員） [定員減] (△6) 美学美術史学科（3年次編入定員） [定員減] (△8) 生活科学部 食生活科学科管理栄養士専攻（3年次編入定員） [定員減] (△14) 食生活科学科食物科学専攻（3年次編入定員） [定員減] (△5) 生活環境学科（3年次編入定員） [定員減] (△8) 生活文化学科生活文化専攻（3年次編入定員） [定員減] (△8) 生活文化学科幼児保育専攻（3年次編入定員） [定員減] (△5) 人間社会学部 人間社会学科（3年次編入定員） [定員減] (△10) 現代社会学科（3年次編入定員） [定員減] (△10)</li> <li>・実践女子短期大学 食物栄養学科（廃止） (△80)（平成24年7月報告予定）</li> </ul>								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	既設	日本語コミュニケーション学科	3人 (3)	3人 (4)	0人 (0)	0人 (0)	6人 (7)	0人 (0)	34人 (34)
		英語コミュニケーション学科	4人 (5)	2人 (3)	0人 (0)	0人 (0)	6人 (8)	0人 (0)	38人 (38)
		短期大学教育研究センター・図書館学課程	3人 (3)	2人 (2)	0人 (0)	0人 (0)	5人 (5)	0人 (0)	6人 (6)
計		10人 (11)	7人 (9)	0人 (0)	0人 (0)	17人 (20)	0人 (0)	78人 (78)	
合計		10人 (11)	7人 (9)	0人 (0)	0人 (0)	17人 (20)	0人 (0)	78人 (78)	

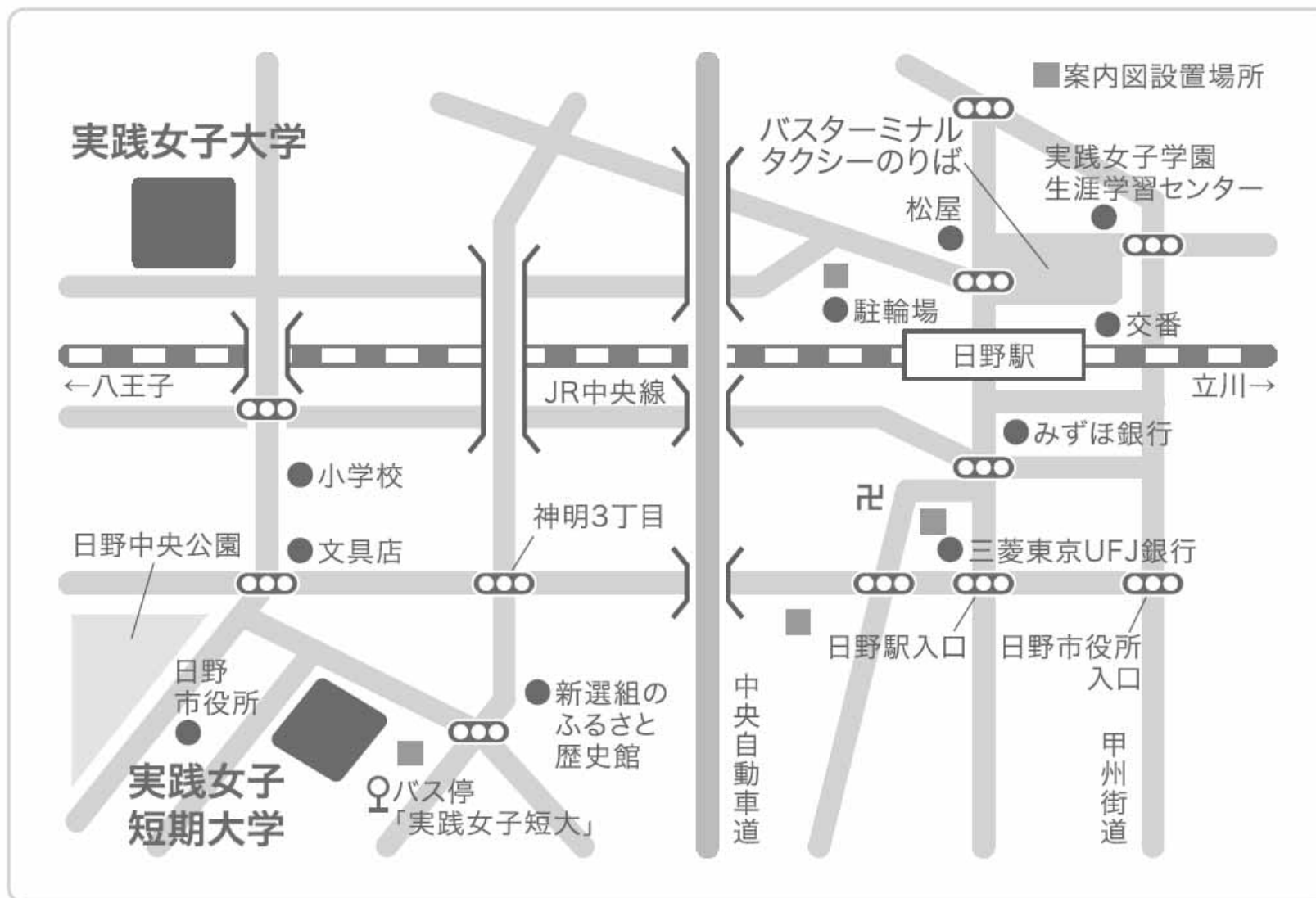
教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計					
	事 務 職 員		15 (15)	12 (12)	27 (27)					
	技 術 職 員		0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	図 書 館 専 門 職 員		1 (1)	1 (1)	2 (2)					
	そ の 他 の 職 員		5 (5)	0 (0)	5 (5)					
	計		21 (21)	13 (13)	34 (34)					
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計					
	校 舎 敷 地	15,923㎡	0㎡	0㎡	15,923㎡					
	運 動 場 用 地	9,353㎡	0㎡	0㎡	9,353㎡					
	小 計	25,276㎡	0㎡	0㎡	25,276㎡					
	そ の 他	683㎡	0㎡	0㎡	683㎡					
	合 計	25,959㎡	0㎡	0㎡	25,959㎡					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計					
		14,731㎡ ( 14,731㎡ )	0㎡ ( 0㎡ )	0㎡ ( 0㎡ )	14,731㎡ ( 14,731㎡ )					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設					
	室	室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)					
専任教員研究室		新設学部等の名称		室 数						
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点			
	計									
図書館		面積	閲覧座席数	収納可能冊数						
体育館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要							
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	短期大学全体 図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費(運用コスト含む)を含む。
		教員1人当り研究費等		400千円	400千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
		共同研究費等		7,472千円	6,112千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
		図書購入費	11,620千円	9,130千円	7,470千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
	設備購入費	3,643千円	2,862千円	2,342千円	－千円	－千円	－千円	－千円		
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	1,300千円	1,020千円	－千円	－千円	－千円	－千円				
学生納付金以外の維持方法の概要			寄付金収入, 私立大学等経常経費補助金, 資産運用収入, 事業収入 等							

既設大学等の状況	大学の名称		実践女子大学						所在地
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	
		年	人	3年次人	人		倍		
	文学部						1.19		
	国文学科	4	110	15	490	学士(文学)	1.23	昭和40年度	
	英文学科	4	110	15	490	学士(文学)	1.23	昭和40年度	
	美学美術史学科	4	90	10	400	学士(文学)	1.10	昭和60年度	
	生活科学部						1.17		
	食生活科学科 管理栄養士専攻	4	70	14	308	学士(生活科学)	1.11	昭和41年度	
	食生活科学科 食物科学専攻	4	75	5	310	学士(生活科学)	1.11	昭和41年度	
	生活環境学科	4	80	10	340	学士(生活科学)	1.25	昭和40年度	
	生活文化学科 生活文化専攻	4	40	10	180	学士(生活科学)	1.33	平成19年度	
	生活文化学科 幼児保育専攻	4	45	5	190	学士(生活科学)	1.09	平成19年度	
	人間社会学部						1.15		
	人間社会学科	4	100	10	520	学士(人間社会学)	1.15	平成16年度	
	現代社会学科	4	100	10	200	学士(人間社会学)	1.07	平成23年度	東京都日野市 大坂上四丁目 1番地の1
	文学研究科						0.41		
	国文学専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(文学)	0.22	昭和44年度	
	国文学専攻 (博士前期課程)	2	10	—	20	修士(文学)	0.45	昭和41年度	
	英文学専攻 (修士課程)	2	6	—	12	修士(文学)	0.00	昭和41年度	
	美術史学専攻 (博士後期課程)	3	2	—	4	修士(文学)	0.25	平成23年度	
	美術史学専攻 (博士前期課程)	2	6	—	12	修士(文学)	0.99	平成4年度	
	生活科学研究科						0.41		
	食物栄養学専攻 (博士後期課程)	3	2	—	6	博士(食物栄養学)	0.50	平成17年度	
	食物栄養学専攻 (博士前期課程)	2	6	—	12	修士(食物栄養学)	0.24	昭和41年度	
	生活環境学専攻 (修士課程)	2	6	—	12	修士(生活科学)	0.49	平成元年度	
	人間社会研究科						0.21		
	人間社会専攻 (修士課程)	2	7	—	14	修士(人間社会)	0.21	平成22年度	
既設大学等の状況	大学の名称		実践女子短期大学						所在地
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	
		年	人	年次人	人		倍		
	日本語コミュニケーション学科	2	80	—	180	短期大学士(日本語コミュニケーション学)	0.96	昭和27年度	東京都日野市 神明一丁目 13番地の1
英語コミュニケーション学科	2	100	—	220	短期大学士(英語コミュニケーション学)	0.71	昭和27年度		
食物栄養学科	2	80	—	160	短期大学士(食物栄養学)	1.16	昭和25年度		
附属施設の概要		該当なし							

都道府県内における位置

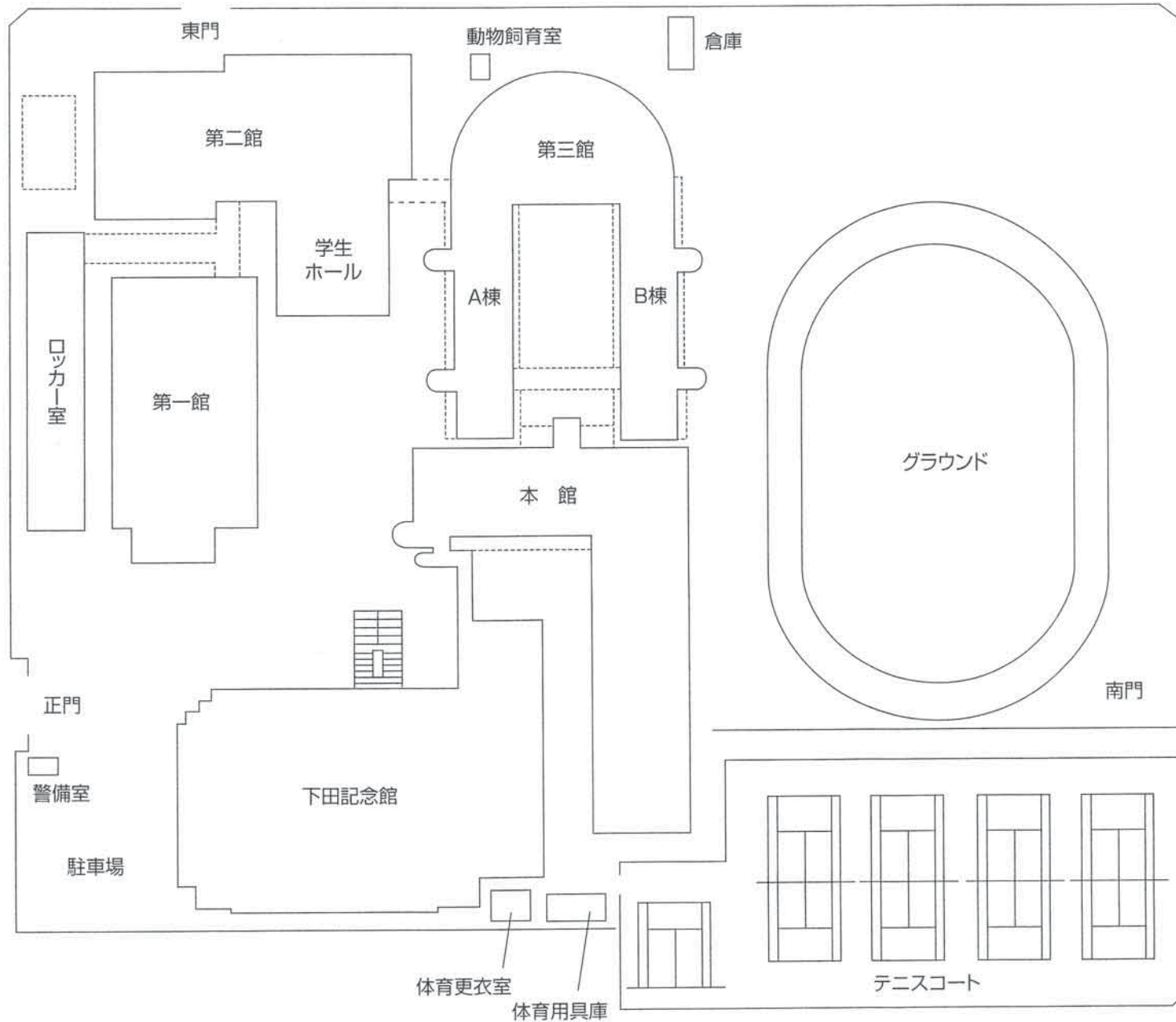


最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面



JR 日野駅から 1100m 徒歩 15分

# 実践女子短期大学 校舎配置図



校地面積 25,959m<sup>2</sup>  
校舎面積 14,731m<sup>2</sup>

# 実践女子短期大学学則

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本学は、教育基本法、学校教育法及び実践女子学園の建学精神に則り、専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を養うとともに、人格の完成を目標として幅広く深い教養を培い、国際的視野に立つ社会人として自己の信ずるところを實踐し、もって文化の創造と人類の福祉とに寄与する人材を育成することを目的とする。
- 第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検、評価を行うこととする。
- 2 前項の点検、評価の方法等については、別に定める。

## 第 2 章 学科等の組織、目的及び修業年限

- 第 3 条 本学の学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
日本語コミュニケーション学科	80 名	160 名
英語コミュニケーション学科	100 名	200 名

- 第 4 条 日本語コミュニケーション学科では、日本語・日本文学・日本文化に関する専門教育やコンピュータリテラシー教育を共通基盤として、情報スキル、コミュニケーションスキル及び出版編集の 3 コースにおいて専門性の高い実学教育を行い、教養と実務能力を兼ね備えた人材を育成することを目的とする。
- 2 英語コミュニケーション学科では、観光ビジネスコース及び国際コミュニケーションコースにおいて、英語の運用能力の向上を図るとともに、英米の言語・文学・社会・文化に関する知識や国際社会の諸問題への認識を深めさせることを目的とする。
- 第 5 条 修業年限は、各学科とも 2 年とする。
- 2 学生は、4 年を越えて在学することはできない。
- 第 6 条 本学に短期大学教育研究センターをおく。
- 2 短期大学教育研究センターに関する規程は、別に定める。

## 第 3 章 授 業 科 目

- 第 7 条 本学において開設する授業科目は、別表第 1 から別表第 3 までのとおりとする。
- 第 8 条 授業科目は、各学科ともこれを必修科目と選択科目とに分け、毎学年の初めに定める。

## 第 4 章 履修方法、単位算定

- 第 9 条 学生は、履修しようとする授業科目を、必修、選択ともに毎学年の初めに登録しなければならない。
- 第 10 条 各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合はこの限りではない。
- 第 11 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。
- 2 各授業科目の単位は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義については、15 時間をもって 1 単位とする。  
ただし、授業科目の内容により、教育効果を考慮して必要があるときは、別に定めるものについては、30 時間を持って 1 単位とする。
- (2) 演習については、30 時間をもって 1 単位とする。  
ただし、授業科目の内容により、教育効果を考慮して必要があるときは、別に定めるものについては、15 時間を持って 1 単位とする。
- (3) 実験・実習及び実技については、45 時間をもって 1 単位とする。  
ただし、授業科目の内容により、教育効果を考慮して必要があるときは、別に定めるものについては、30 時間を持って 1 単位とする。
- 第 12 条 本学が教育上有益と認めるときは、あらかじめ他の短期大学又は大学（以下「他短期大学等」という。）と協議したところにより、学生が当該の他短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を本学において修得したものとして認めることができる。
- 2 他短期大学等における履修に関する規程は、別に定める。
- 3 本学が教育上有益と認めるときは、本学が留学先として認めた外国の短期大学又は大学あるいはこれに相当する高等教育機関において履修した授業科目を、本学において修得したものとして認めることができる。
- 4 留学に関する規程は、別に定める。
- 5 第 1 項及び第 3 項において認めることのできる単位数の合計は 30 単位を超えない範囲で行う。
- 6 単位の取扱いに関する規程は、別に定める。
- 第 13 条 本学が教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を認めることができる。
- 2 前項により認めることのできる単位数は、前条第 1 項及び第 3 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えない範囲で行う。
- 3 単位の取扱いに関する規程は、別に定める。



第 14 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する以前に大学又は短期大学において修得した単位（第 51 条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学において修得した単位として認めることができる。

2 前項により認めることができる単位数は、第 12 条第 1 項及び前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えない範囲で行う。この場合において、第 12 条第 3 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45 単位を超えない範囲で行う。なお、単位認定と関連して修業年限の短縮は行わない。

3 単位の取扱いに関する規程は、別に定める。

第 15 条 削 除

第 16 条 図書館司書資格取得希望者は、学科で定めた授業科目以外に、別表第 3 の単位を修得しなければならない。

## 第 5 章 学習評価、卒業の認定

第 17 条 定期試験は、毎年 2 回各学期の終わりに行う。ただし、休学中の者は、試験を受けることはできない。

第 18 条 病気又は事故により試験当日欠席したときは、願い出により追試験を許可することがある。

2 追試験に関する規程は別に定める。

第 19 条 試験等の評価は、A・A・B・C・D の 5 段階とし、C 以上を合格とする。

第 20 条 本学を卒業するためには、2 年以上在学し、別表第 1、別表第 2 に定めるところにより、次表に定める単位を修得しなければならない。

学科	科目	共 通 教 育 科 目	専 門 教 育 科 目	合 計
日本語コミュニケーション学科		1 8	5 0	6 8 以上
英語コミュニケーション学科		1 8	5 0	6 8 以上

第 21 条 本学に 2 年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に、本学学位規程の定めるところにより次の学位を授与する。

日本語コミュニケーション学科卒業者 短期大学士（日本語コミュニケーション学）

英語コミュニケーション学科卒業者 短期大学士（英語コミュニケーション学）

第 22 条 在学 4 年（休学期間は除く。）を超えてなお所定の単位を修得できない者は、これを除籍する。

## 第 6 章 入学・退学・休学・転学

第 23 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、欠員のある場合には、臨時に転入学を許可する

ことがある。

第 24 条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定合格者を含む。）
- (8) その他、大学において個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達した者

第 25 条 入学志願者に対しては、選考試験を行う。その方法は、その都度これを定める。

第 26 条 入学志願者は、所定の入学願書に入学検定料を添えて願い出なければならない。

第 27 条 選考試験に合格した者は、指定の期日までに入学金その他の納付金を納入しなければならない。また、別に定める期日までに保証人による保証書を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第 28 条 保証人は、父又は母（父母のない場合は、独立の生計を営む身元確実の成年に達した者。外国人で父母が日本に居住していない場合は、我が国に在住する独立の生計を営む身元確実の成年に達した者。）とし、その学生の在学中における経済的負担を含む一切の責任を負うものとする。

第 29 条 保証人の身分に異動があったとき、又は死亡したときにはその旨直ちに届け出なければならない。

第 30 条 削 除

第 31 条 退学しようとする者又は転学しようとする者は、その理由を具し、保証人の連署で願い出なければならない。

第 32 条 病気又は事故によって引き続き 3 か月以上学習することができない者は、その理由を具し、保証人の連署で休学を願い出ることができる。

2 休学期間は、通算して 1 年を超えることができない。

第 33 条 休学期間は、第 5 条第 2 項の在学年数に算入しない。

第 34 条 休学している者が復学しようとするときは、保証人連署のうえ願い出て許可を得なければならない。

第 35 条 いったん退学した者が再入学しようとするときは、退学後 2 年以内に限り選考のうえ許可す

ることがある。

第 36 条 授業料その他の学費の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者は、除籍する。

## 第 7 章 学 費

第 37 条 本学の学費は、次のとおりである。ただし、場合によりこれを変更することがある。

1. 入学金	280,000 円
2. 授業料（年額）	700,000 円
3. 教育充実費（年額）	230,000 円
4. 施設設備費（年額）	90,000 円

第 38 条 授業料の納入期限は、前期分 4 月末日、後期分 10 月末日までとする。

第 39 条 授業料その他の学費は、出席の有無にかかわらず、学籍のある間は納めなければならない。ただし、休学期間中の授業料は免除することができる。この場合、次条本文の規定はこれを適用しない。

第 40 条 既納の学費は、いかなる理由でも返還しない。ただし、入学時の納入金に限り、所定期間内に本人及び保証人の連署による「入学辞退及び納入金返還申出」のあるものについては、入学金を差し引いた納入金を返還する。

## 第 8 章 教職員組織及び教授会

第 41 条 本学に学長を置く。

2 学長は、短期大学を統括し、これを代表する。

3 学長は、別に定める規程により選任する。

第 42 条 本学に副学長を置く。

2 副学長は、学長を補佐し、その業務の一部を担う。

3 副学長は、別に定める規程により選任する。

4 副学長は、学長に事故あるとき、又は学長が欠けたときは、学長の職務を行う。

第 43 条 本学に部長を置く。

2 部長は、学長の委託を受け、学長を補佐してその学事に関する運営を掌る。

3 部長は、別に定める規程により選任する。

第 44 条 本学に教授、准教授、講師、助教、助手及び副手を置く。

2 講師を分けて専任と兼任とする

3 教授、准教授、講師及び助教の任免は、教授会の議を経て理事会がこれを行う。

- 第 45 条 各学科に主任を置き、教授の中から任命する。
- 2 主任に関する規程は、別に定める。
- 第 46 条 本学に教授会を設ける。
- 2 教授会に関する規程は、別に定める。
- 第 47 条 教授会は、必要に応じ、委員会を設けることができる。
- 2 委員会に関する規程は、別に定める。
- 第 48 条 本学に事務職員その他必要な職員を置く。

## 第 9 章 賞 罰

- 第 49 条 学生の中から、人格・学術共に優秀な者を教授会の議を経て特待生とし、授業料その他を免除することがある。
- 第 50 条 学長は、学生が学則又は学内規定に違反し、その他学生の本分に反する行為があると認めるときは、教授会の議を経て懲戒を行うことができる。
- 2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とし、退学は、次の各号の一に該当するときに限る。
- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められるとき
  - (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められるとき
  - (3) 正当な理由がなく出席常でないとき
  - (4) 学園の秩序を乱し、その他学生の本分に反したとき

## 第 10 章 科目等履修生・特別聴講学生・委託生・外国人留学生

- 第 51 条 本学の授業科目の修得又は聴講を目的として願出のあった者（以下「科目等履修生」という。）については、授業に支障のない範囲において選考のうえ科目の履修を許可し、その試験二合格した者には、第 11 条に定めるところにより所定の単位を与えることがある。
- 2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。
- 第 52 条 本学の授業科目の聴講を希望する他短期大学等の学生があるときは、当該の他短期大学等との協議に基づき所定の手続きを経て、特別聴講学生として入学を許可することがある。
- 2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。
- 第 53 条 委託生・外国人留学生等に関する規程は、別に定める。

## 第 11 章 公開講座

- 第 54 条 本学は、必要に応じ公開講座を開設する。

## 第 12 章 学期及び休業日

- 第 55 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 56 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め 35 週にわたるものとする。
- 第 57 条 学年を分けて、次の 2 学期とする。
- 前 期 4 月 1 日から 9 月 20 日まで
- 後 期 9 月 21 日から翌年 3 月 31 日まで
- 第 58 条 本学における休業日を、次のとおり定める。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

学園創立記念日（5 月 7 日）

春期休業日 3 月 21 日から 4 月 4 日まで

夏期休業日 7 月 30 日から 9 月 20 日まで

冬期休業日 12 月 21 日から翌年 1 月 7 日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

### 第 13 章 図 書 館

- 第 59 条 本学に図書館を設ける。
- 2 図書館に関する規程は、別に定める。

### 第 14 章 学 生 寮

第 60 条 削 除

- 2 削 除

附 則

この学則は昭和 25 年 4 月 1 日から実施する。（以下略）

附 則

- 1 この改正学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条に規定する学生定員は、平成 12 年度までの間は、つぎのとおりとする。

年度 学科	昭和 61 年度		昭和 62 年度～ 平成 11 年度		平成 12 年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
国 文 科	180 名	330 名	180 名	360 名	150 名	330 名
英 文 科	180 名	330 名	180 名	360 名	150 名	330 名
家 政 科	260 名 (160 名)	460 名 (320 名)	260 名 (160 名)	520 名 (320 名)	200 名 (160 名)	460 名 (320 名)

注（ ）内は、栄養士養成定員である。

- 3 第 27 条の規定は、昭和 61 年度入学生から適用し、昭和 60 年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則

- 1 この改正学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条別表(1)の(二) 専門教育科目は昭和 62 年度入学生から適用し、昭和 61 年度以前の入学生については従前の規定による。
- 3 第 27 条の規程は、昭和 62 年度入学生から適用し、昭和 61 年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則

- 1 この改正学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条、第 8 条の 2、第 8 条の二、第 11 条、第 27 条の規定及び第 4 条別表 (1) の専門教育科目については昭和 63 年度入学生から適用し、昭和 62 年度以前の入学生については従前の規定による。ただし、第 2 条に規定する学生定員は、平成 12 年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	昭和 63 年度		平成元年度～ 平成 11 年度		平成 12 年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
国 文 学 科	180 名	360 名	180 名	360 名	150 名	330 名
英 文 学 科	180 名	360 名	180 名	360 名	150 名	330 名
生活文化学科						
生活文化専攻	180 名	180 名	180 名	360 名	120 名	300 名
食物栄養専攻	(80 名)	(80 名)	(80 名)	(160 名)	(80 名)	(160 名)

附 則

- 1 この改正学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 27 条の規定は、平成元年度入学生から適用し、昭和 63 年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条の二、第 27 条及び別表 1 の規定は平成 2 年度入学生から適用し、平成元年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 27 条及び別表 1 の規定は平成 3 年度入学生から適用し、平成 2 年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第36条及び第5条別表第2の規定は平成4年度入学生から適用し、平成3年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 第5条別表第1、第2の規定は、平成8年度入学生から適用し、平成7年度以前の入学生については、従前の規定による。
- 3 第35条の規定は、平成8年度入学生から適用し、平成7年度以前の入学生については、従前の規定による。ただし、冷・暖房費は平成7年度以前の入学生にも適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 第35条の規定は、平成9年度入学生から適用し、平成8年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第5条別表第1、第2の規定は、平成10年度入学生から適用し、平成9年度以前の入学生については、従前の規定による。
- 3 第35条の規定は、平成10年度入学生から適用し、平成9年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 第35条の規定は、平成11年度入学生から適用し、平成10年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第3条、第18条及び別表第2に規定する学科の名称については、平成12年度入学生から適用し、平成11年度以前の入学生については、従前の規定による。
- 3 第3条に規定する学生定員は、平成12年度から平成16年度までは、次のとおりとする。

年度 学科	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
日本語コミュニケーション学科	165	345	161	326	157	318	153	310	150	303
英語コミュニケーション学科	180	360	176	356	172	348	168	340	165	333
生活福祉学科	183	363	179	362	175	354	171	346	165	336

食物栄養学科	80	160	80	160	80	160	80	160	80	160
合計	608	1228	596	1204	584	1180	572	1156	560	1132

- 4 第35条の規定は、平成12年度から適用し、平成11年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則

- この改正学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 第3条に規定する学生定員は、平成14年度から平成16年度までは、次のとおりとする。

年度 学科	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
日本語コミュニケーション学科	127	288	123	250	120	243
英語コミュニケーション学科	172	348	168	340	165	333
生活福祉学科	165	344	161	326	155	316
食物栄養学科	80	160	80	160	80	160
合計	544	1140	532	1076	520	1052

- 第35条の規定は、平成14年度入学生から適用し、平成13年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則

- この改正学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 第3条に規定する学生定員は、平成15年度から平成17年度までは、次のとおりとする。

年度 学科	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
日本語コミュニケーション学科	123	250	100	223	100	200
英語コミュニケーション学科	168	340	120	288	120	240
生活福祉学科	161	326	80	241	80	160
食物栄養学科	80	160	80	160	80	160
合計	532	1076	380	912	380	760

- 第5条別表第1総合教育科目、別表第2英語コミュニケーション学科専門教育科目、生活福祉学科専門教育科目については、平成15年度入学生から適用し、平成14年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則

- この改正学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 第3条に規定する学生定員は、平成16年度から平成17年度までは、次のとおりとする。

年度 学科	平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員



日本語コミュニケーション学科	100	223	100	200
英語コミュニケーション学科	120	288	120	240
生活福祉学科	80	241	80	160
食物栄養学科	80	160	80	160
合計	380	912	380	760

- 3 第5条別表第1総合教育科目、別表第2日本語コミュニケーション学科専門教育科目、生活福祉学科専門教育科目については、平成16年度入学生から適用し、平成15年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第5条、第14条の規定は、平成17年度入学生から適用し、平成16年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 第19条第2項の規定については平成18年度3月卒業生から適用し、平成17年9月以前の卒業生については従前の規定による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第5条別表第1、別表第2の規定は、平成18年度入学生から適用し、平成17年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第5条別表第1、別表第2の規定は、平成19年度入学生から適用し、平成18年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第5条別表第2、第18条に規定する食物栄養学科の単位は、平成20年度入学生から適用し、平成19年度以前の入学生については従前の規定による。
- 3 第39条第4項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第5条別表第1、別表第2、第18条の規定は、平成21年度入学生から適用し、平成20年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 第4条第2項、第7条別表第1、別表第2、第16条別表第3の規定は、平成22年度入学生から適用し、平成21年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 生活福祉学科は募集を平成23年度より停止し、平成23年3月31日在籍の者がいなくなった時をもって、廃止する。
- 3 第3条に規定する学生定員は、平成23年度から平成24年度までは、次のとおりとする。

年度 学科	平成23年度		平成24年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
日本語コミュニケーション学科	100	200	100	200
英語コミュニケーション学科	120	240	120	240
生活福祉学科	0	80	0	0
食物栄養学科	80	160	80	160
合 計	300	680	300	600

- 4 第7条別表第1、別表第2の規定は、平成23年度入学生から適用し、平成22年度以前の入学生については従前の規定による。
- 5 第20条の規定は、平成23年度入学生から適用し、平成22年度以前の入学生については従前の規定による。
- 6 第21条第2項の規定は、平成23年度入学生から適用し、平成22年度以前の入学生については従前の規定による。
- 7 第37条の規定は、平成23年度入学生から適用し、平成22年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する学生定員は、平成24年度から平成25年度までは、次のとおりとする。

年度 学科	平成24年度		平成25年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
日本語コミュニケーション学科	80	180	80	160
英語コミュニケーション学科	100	220	100	200
食物栄養学科	80	160	80	160
合 計	260	560	260	520

- 3 第7条別表第1、別表第2、別表4の規定は、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生については従前の規定による。
- 4 第42条第1項、第2項及び第4項については、平成25年4月1日から適用する。
- 5 学長の職務の代理及び代行に関しては、平成24年度は従前の規定による。

- 6 平成19年4月11日制定の「学長の職務の代理及び代行に関する規程」は、平成25年3月31日をもって廃止とする。

附 則

- 1 この改正学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 食物栄養学科は募集を平成25年度より停止し、平成25年3月31日在籍の者がなくなった時をもって、廃止する。
- 3 第3条に規定する学生定員は、平成25年度から平成26年度までは、次のとおりとする。

学科	平成25年度		平成26年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
日本語コミュニケーション学科	80名	160名	80名	160名
英語コミュニケーション学科	100名	200名	100名	200名
食物栄養学科	0名	80名	0名	0名
合計	180名	440名	180名	360名

- 4 第4条、第7条、第16条、第20条、第21条第2項、第37条、第39条の規定は、平成25年度入学生から適用し、平成24年度以前の入学生については従前の規定による。
- 5 第15条の規定は、食物栄養学科の募集停止に伴い削除する。
- 6 第20条、第21条第2項、第39条の規定は、平成25年度入学生から適用し、平成24年度以前の入学生については従前の規定による。

## 学則の変更の趣旨等を記載した書類

### a 学則変更（収容定員変更）の内容

平成 25 年度の募集から食物栄養学科（入学定員 80 名）の学生募集を停止し、これに伴い実践女子短期大学の収容定員を 160 名減員するものである。

変更前			変更後		
	入学定員	収容定員		入学定員	収容定員
日本語コミュニケーション学科	80	160	日本語コミュニケーション学科	80	160
英語コミュニケーション学科	100	200	英語コミュニケーション学科	100	200
食物栄養学科	80	160	食物栄養学科	0	0
合計	260	520	合計	180	360

### b 学則変更（収容定員変更）の必要性

実践女子短期大学は、昭和 25 年 実践女子学園短期大学として家政科を設置して発足し、昭和 27 年には国文科、英文科を増設した。以来、時代の要請に従って教育を行い多くの卒業生を社会に輩出してきた。

平成 12 年（2000 年）度には学科改組および学科名称変更を行い、日本語コミュニケーション学科、英語コミュニケーション学科、生活福祉学科、食物栄養学科の 4 学科構成とするなど、短期の高等教育機関として各々の時代が求める人材の育成に努めてきた。

しかしながら、学習機会の多様化など近年の高等教育を取り巻く環境の変化により、短期大学の役割は大きな転換期を迎え、平成 23 年度には生活福祉学科の募集停止、平成 24 年度には日本語コミュニケーション学科及び英語コミュニケーション学科の入学定員の減員などをおこなってきた。一方、食物栄養学科においてはこれまで定員確保を続けてきたが、実践女子大学並びに実践女子短期大学の改革構想において食物栄養学科の教育資源をもとにした四年制への転換が必要となった。

よって本学は、平成 25 年度の募集より食物栄養学科（入学定員 80 名）の学生募集停止を決定し、これに伴い実践女子短期大学全体の収容定員のうち 160 名を減員することとした。

### c 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

この度の収容定員変更は、食物栄養学科の学生募集停止による収容定員の減員であるため、収容定員変更に伴う教育課程の変更を行う計画はない。食物栄養学科の教育課程については、在籍する限りは現行の教育課程を維持し、学生の教育・指導に邁進する計画である。

## 教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
	学長	ユサ シゲオ 湯浅 茂雄 <平成19年4月>		文学 修士 ※		実践女子短期大学 学長 (平成19年4月)  実践女子大学 文学部教授 (平成10年4月)